

## 県民の皆様へ

県内や全国の感染状況と基本的対処方針を踏まえ、県民の皆様に、「島根県の対応」に基づいてお願いをさせていただきます。

要請の期間は、令和3年11月25日から当面の間とします。

### （都道府県をまたぐ移動）

1. 帰省や旅行等、都道府県をまたぐ移動は、「三つの密」の回避を含め基本的な感染防止対策を徹底してください。特に、発熱等の症状がある場合は、帰省や旅行を控えてください。

### （基本的な感染対策の徹底）

2. 家庭や職場での感染を防ぐため、引き続き、

- (1) 「三つの密」の回避
- (2) 「人と人との距離の確保」
- (3) 「マスクの着用」
- (4) 「手洗いなどの手指衛生」
- (5) 「換気」

など、基本的な感染対策に取り組むとともに、特に職場での「居場所の切り替わり」（休憩室、更衣室、喫煙室等）に注意してください。

### （家庭や職場等での健康管理）

3. 発熱や風邪等の症状がある方は、仕事や学校を休み、外出を控え、すみやかに、かかりつけ医、又はしまね新型コロナウイルス感染症「健康相談コールセンター」に連絡のうえ、医療機関を受診してください。

児童・生徒の保護者の皆様も、こうした対応を徹底してください。

各職場においても、職員の体調がすぐれない場合は、すみやかに医療機関への受診を促すなど、健康管理を徹底してください。

### （飲食店等の利用）

4. 飲食店等の利用について、各店舗において感染防止対策を徹底して頂き、県民の皆様にも、そうした店舗を利用して頂くようお

願います。

なお、「接待を伴う飲食店」を含め、カラオケの利用が可能な店舗等では、マスクの着用やマイク、リモコン等の消毒、歌唱にあたっては十分な距離を確保してください。

#### **(業種別のガイドライン遵守)**

5. 感染防止のため、各業界団体が主体となり、業種ごとに実施すべき基本的事項を整理した業種別ガイドラインを遵守してください。(特措法第24条第9項に基づく要請)

#### **(イベント開催の目安)**

6. イベント等については、「島根県の対応(別紙)」に示す要件に沿って開催をしてください。(特措法第24条第9項に基づく要請)

#### **(接触確認アプリの活用)**

7. 厚生労働省が提供している接触確認アプリ(COCoA)を、感染拡大防止のため、積極的にインストールし、活用をお願いします。

#### **(事業所での接触低減の取組)**

8. 事業所においては、在宅勤務(テレワーク)、時差出勤、自転車通勤など、人との接触を低減する取組を行ってください。

#### **(誹謗中傷や差別の防止)**

9. 感染した方やその関係者などに対する、インターネットやSNS上での誹謗中傷、うわさ話などは、厳に慎んで頂くようお願いいたします。

そして、県や市町村などの公的機関が発信している情報に基づき、人権に配慮した冷静な行動をとるようお願いいたします。

県としましては、引き続き、県民の皆様の命と生活や、県内事業者を守るため、国や他の都道府県、市町村、医療機関等と緊密に連携を取りながら、今後の感染拡大に備え、医療提供体制の強化等を図るとともに、疲弊した地域経済の回復に向けて、全力で取り組んでまいります。

令和3年11月25日

島根県知事 丸山達也